

◆振動規制法 特定施設一覧

No.	施設名		規模
1	金属加工機械	イ 液圧プレス	矯正プレスを除く
		ロ 機会プレス	すべてのもの
		ハ せん断機	原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る
		ニ 鍛造機	すべてのもの
		ホ ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る
2	圧縮機		原動機の定格出力の合計が7.5キロワット以上のものに限る
3	土石用又は鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る
4	織機		原動機を用いるものに限る
5	コンクリートブロックマシン		原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る
	コンクリート管製造機械及びコ ンクリート柱製造機械		原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る
6	木材加工機械	イ ドラムパーカー	すべてのもの
		ロ チッパー	原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る
7	印刷機械		原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る
8	ゴム練用又は合成樹脂練用の ロール機		カレンダーロール機を除き、原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る
9	合成樹脂用射出成形機		すべてのもの
10	鋳型造型機		ジョルト式のものに限る